

# 令和4年度秋学期試験に係る 追試験の特例的取り扱いについて 1/12 更新

文部科学省より、新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザに係る発熱外来の医療ひっ迫を避けるために、証明書等の発行を求めないように要請がありました。これを受け、令和4年度秋学期の試験に係る追試験に限り、追試験評価基準(2)感染症による出席停止 (履修要項 38 ページ) については、特例的に以下の通りとします。

**変更内容：濃厚接触者の取り扱いを追記しました。**

令和4年度秋学期のみの特例的取り扱い：

① 病院が発行する診療明細や処方された薬の記録など、診察を受けたことがわかる書類を提出（陰性であっても対象）

または、

② 一般用・医療用の検査キット（研究用は信頼性が低いため不可）において陽性であることがわかる写真（判定が有効な時間内に学生証と一緒に撮影）を提出または提示

変更点

※ ①②の手配が困難、または濃厚接触者となっている場合には、試験が始まる時間までに教務担当にご相談ください。事後連絡は受け付けません。

追試験受験手続き（参考） …履修要項 38 ページ

追試験受験の願いは、当該科目の試験実施日を含む4日以内に所定の「追試験願」に必要な証明書を添えて学生支援部（教務担当）に提出してください（手続きに学生証・印鑑・追試験料が必要）。ただし、卒業論文（研究）は対象外とします。

やむを得ない理由（インフルエンザによる出席停止等）により、上記期間内に手続きできない場合は、必ず期間内（可能な限りその試験が始まるまでに）に学生支援部（教務担当）に電話にて申し出を行い、仮受付をしてください。仮受付を行わず、試験実施日から5日を過ぎた場合は、追試験の手続きはできません。

仮受付をした場合、登学可能となった初日に「追試験願」を学生支援部（教務担当）に提出してください。手続きを行わず、仮受付のままでは追試験を受験することはできません。